平成31年4月1日 31川ここ家第75号 市 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給を受けている者又は川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年条例第30号。以下「条例」という。)による医療費の助成を受けることができるひとり親等(条例第3条に定めるひとり親等をいう。以下同じ。)に対し、その世帯に属する高校生等の通学に係る費用を助成することにより、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、もって、親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ 当該各号に定めるところによる。
 - (1) ひとり親等 市から児童扶養手当の支給を受けている者又は条例 第3条により医療費の助成を受けることができるひとり親家庭の父 若しくは母及び養育者をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法 律第144号)による保護を受けている者を除く。
 - (2) 高校生等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める高等 学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等

専門学校(第1学年から第3学年)、専修学校(高等過程)、専修学校(一般過程)又は神奈川県高等学校等就学支援金の対象となっている学校、その他市長が必要と認めた教育施設(以下「高等学校等」という。)に在学する者をいう。

(3)公共交通機関 電車、バス、モノレールその他市長が認めた交通機関をいう。

(交付対象者)

- 第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、助成を受けようとする通学交通費に係る通学定期乗車券の通用期間又は公共交通機関の乗車日が属する年度(通用期間が2以上の年度にまたがる場合はそれぞれの年度)の4月1日において市から児童扶養手当の支給を受けている者又は当該日の前日において条例第3条により医療費の助成を受けることができるひとり親家庭の父若しくは母及び養育者のうち、高等学校等に在学し、その通学に際して公共交通機関を利用することを常例とする高校生等(法第4条の監護等児童又は条例第3条の児童に限る。以下「対象児童」という。)を養育する者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の途中からひとり親等となった場合は、児童扶養手当の支給が開始される月又はひとり親家庭等医療費助成の資格取得日が属する月の翌月以降について、交付対象者とする。
- 3 法第9条から第11条までの規定により、交付対象者に係る児童扶養手当の全部を支給しないこととなった場合又は条例第4条の規定により交付対象者がひとり親家庭等医療費助成の対象者とならなくなった場合においても、当該年度中は、このことによって交付対象者の資

格を失わない。

(通学交通費の助成)

- 第4条 市は、次の各号に掲げる通学交通費(交付対象者の自宅から高等学校等までの通学に係る交通費をいう。以下同じ。)を、交付対象者に助成する。
 - (1) 公共交通機関に係る通学定期乗車券料金
 - (2)公共交通機関に係る運賃(通勤定期乗車券以外の乗車券等を使用 することが最も経済的かつ合理的であると認められる場合に限 る。)
 - (3) その他市長が必要と認める経費

(助成の基準)

- 第5条 前条の助成の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的と認められる通常の経路及び方法に係る必要最小限度の実費とする。
- 2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ各号の通学交通費は助成しない。ただし、公共交通機関を利用することについて市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (1) 対象児童の居住地から、通学している高等学校等まで徒歩により 通学するものとした場合の距離が片道2キロメートル未満であると き 通学交通費の全額
- (2) 通学にバスを利用する場合において、乗車する区間の走行距離が 1キロメートル未満であるとき 当該バスの乗車に係る通学交通費 (助成金の額の算定の方法)
- 第6条 助成金の額の算定方法については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 通学定期乗車券を使用することが最も経済的かつ合理的であると 認められる場合 通用期間が6か月(6か月の通学定期乗車券の取 扱いがない場合は、通学定期乗車券の取扱いがある最長の期間。以 下同じ。)である通学定期乗車券の額を通用期間で除し、助成すべ き期間を乗じた額。ただし、通用期間が6か月未満である通学定期 乗車券を購入することについて、やむを得ない理由があると特に市 長が認めた場合は、当該通学定期乗車券の金額を通用期間で除し、 助成すべき期間を乗じた額。
- (2) 通学定期乗車券以外の乗車券等を使用することが最も経済的かつ 合理的であると認められる場合 運賃、時間、距離等の事情に照ら し最も経済的と認められる通常の経路及び方法として市長が認めた ものに係る運賃等
- 2 前項の規定にかかわらず、通学定期乗車券の購入等に際し、他の支援施策による割引制度がある場合は、制度利用による割引後の金額にて算定するものとする。

(交付申請)

- 第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付申請書(定期券用)(第1号様式)又はひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付申請書(定期券以外)(第2号様式)に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 申請は、通学定期乗車券を購入した場合については、当該通学定期 乗車券の通用期間開始日の翌日から起算して1年を経過する日の属す る月の月末までに、通学定期乗車券を購入しない場合については、当 該運賃に係る乗車の日の翌日から起算して1年を経過する日の属する

月の月末までに行うものとする。ただし、災害その他、市長がやむを 得ないと認める場合については、この限りでない。

(助成金の交付決定)

- 第8条 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、 申請書その他書類を審査し、速やかに、助成金の交付の可否を決定す るものとする。
- 2 市長は、助成金の交付を決定したときは、ひとり親家庭等高校生等 通学交通費助成金交付決定通知書(第3号様式)により、助成金の不 交付を決定したときは、ひとり親家庭等高校生等通学費助成金不交付 決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

- 第9条 市長は、前条第1項による助成金の交付決定後、次の各号に掲 げる口座に助成金を支払うものとする。
 - (1) 申請者が児童扶養手当の支給を受けている者である場合 児童扶養手当の振込指定口座
 - (2)申請者が条例第3条による医療費の助成を受けることができるひとり親等である場合 申請者が指定する口座

(助成申請内容の変更等)

- 第10条 助成金の交付を受けた申請者は、通学交通費に変更がある場合は、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金変更承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 申請者は、助成金交付対象期間中に、学校を退学若しくは休学しよ うとするとき、通学定期乗車券等を解約しようとするとき又は第3条 に定める交付対象者ではなくなったときは、ひとり親家庭等高校生等 通学交通費助成金資格喪失届(第6号様式。以下「資格喪失届」とい

う。)を市長に提出しなければならない。

(助成申請内容の変更又は資格喪失の承認及び通知)

- 第11条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、 その内容について審査し、承認の可否等を決定するものとする。
- 2 市長は、前条第1項に規定する申請に係る承認を決定したときは、 ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金に係る変更承認決定通知書 (第7号様式)により、前条第2項に規定する届出に係る決定をした ときは、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金に係る資格喪失通 知書(第8号様式。以下「資格喪失通知書」という。)により、申請 者に通知するものとする。
- 3 第1項の決定により、過払い金が生じた場合は、申請者は相当額を 返還しなければならない。

(職権に基づく資格喪失の処理)

- 第12条 市長は、申請者から第10条第2項の届出がない場合においても、児童扶養手当の受給に関する記録等から、申請者が第3条に定める交付対象者ではなくなったことを確認できた場合は、職権により、第10条第2項の届出があったものとみなし、交付対象者の資格の消滅を決定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により、交付対象者の資格の消滅を決定した場合は、資格喪失通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の決定により、過払い金が生じた場合も、前条第3項と同様とする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為によって助成金の交付を受けたとき、助成金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金交付の全部又は一部を取り消した 場合は、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実績報告等の提出)

- 第14条 申請者は、助成交付決定があった日から30日を経過した日 又は助成金の交付決定があった会計年度の3月末日のいずれか早い日 までに、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金実績報告書(第9 号様式)に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。 (助成金等の額の確定等)
- 第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、申請者に通知するものとする。ただし、交付決定額と助成金の額確定額が同額の場合は、通知を省略することができる。

(助成金の交付に関する調査)

第16条 市長は、助成金の交付について必要と認めたときは、助成金 の交付を受けた者その他関係者に対し、報告又は必要な資料の閲覧を 求めることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第17条 助成金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供しては ならない。

(個人情報の保護)

第18条 当該業務に従事している者又は従事していた者は、その業務により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(電子申請)

第18条の2 この要綱に定める申請又は届出は、別途定める電子申請 の方式によることができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長 が定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月16日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要事項を補記した上、引き続きこれを使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の通学に係る通学 交通費の助成について適用し、同日前の通学に係る通学交通費の助成 については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要事項を補記した上、引き続きこれを使用することができる。

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付申請書(定期券用)

(宛先) 川崎市長 (申請年月日) 年 月 日

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金の要件の確認及び交付のため、児童扶養手当の受給に関する記録及びひとり親家庭等医療費助成の受給に関する記録及び生活保護の受給状況を川崎市が確認することに同意します。

また、助成金の交付に当たっては、児童扶養手当受給口座(児童扶養手当受給者の場合)又は別途届け出る振込指 定口座(児童扶養手当受給者以外の場合)に振り込まれることを承諾します。

<u> </u>	事項の記載およ	ひ該当りる垻	_{目の} L	」にナエツク	をお願いい	にしより	0						
		住所	₹										
	申請者	フリガナ					生年月日		年	月	日		
un etc.		氏名				※自署			+		Н		
児童扶養手当受給者 又は		連絡先	(日中)	連絡がつく電詞	舌番号)								
	り親家庭等医療 助成の受給者	児童:	扶養手 7庭等医	当証書番号 療証受給者番	児童技	養手当	・ ひとり新	見家庭等医療証	E				
		(どちらかに		け、番号を記			•	T					
		フリガナ 氏名					生年月日		年	月(日 歳)		
		八石	Ŧ								万义 /		
		住所											
	象となる児童 (高校生等)	 学校名	甲請者。	と異なる場合の	りみ記人して	ください							
		学校所在地					1						
		課程		全日制 口定	時制 口通	信制	学年				年生		
		交通機関	種別		重 □バス		定期券金額				円		
	対象通学	購入区					~						
	定期券①	駅名・バス	、停名 ———	停名 バスの場合は、乗車バス停と降車バス停を記入してください									
		有効期	間		年	月	日 ~	年		月	日		
補助	対象通学 定期券②	交通機関	種別	口電	車 口バス		定期券金額				円		
申請		購入区					~						
額		駅名・バス	· 伊名	バスの場合は	、乗車バス	亭と降車/	ヾス停を記入し	てください					
内訳		有効期	間		年	月	日 ~	年		月	日		
		交通機関	種別	□電	■車 □バス		定期券金額				円		
	対象通学	購入区											
	定期券③	駅名・バス	、停名 ————	バスの場合は	、乗車バス値	亭と降車/	バス停を記入し	してください					
		有効期	間		年	月	日 ~	年		月	日		
(定	申請金額 三期券金額合計)	補助申請額	領内訳の	とおり									
6ヵ	↑月未満の定期 ・購入した理由	トロ経済的な	は理由	口通学期間の	D調整(夏休	み等)	口その他()				
	添付書類	口通学定期 口学生証(コピー(鉄道)) のコピー				 					
	受付簿	申請書確	謟	印刷	認定金	沒額	(メモ)						
				/									
市役員使用		金額		入力簿	入力簿・重	円 海海球羽							
į (Σ/Π) [*]					ハル海・ヨ		1						
							1						

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付申請書(定期券以外)

(宛先) 川崎市長 (申請年月日) 年 月 日

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金の要件の確認及び交付のため、児童扶養手当の受給に関する記録及びひとり親家庭等医療費助成の受給に関する記録及び生活保護の受給状況を川崎市が確認することに同意します。

また、助成金の交付に当たっては、児童扶養手当受給口座(児童扶養手当受給者の場合)又は別途届け出る振込指定口座(児童扶養手当受給者以外の場合)に振り込まれることを承諾します。

必要事項の記載および該当する項目の □ にチェックをお願いいたします。 住所 フリガナ 生年月日 年 В 申請者 月 氏名 ※自署 児童扶養手当受給者 連絡先 又は (日中連絡がつく電話番号) ひとり親家庭等医療 児童扶養手当 ひとり親家庭等医療証 児童扶養手当証書番号 費助成の受給者 ひとり親家庭等医療証受給者番号 (どちらかに〇をつけ、番号を記入) フリガナ 年 月 日 生年月日 歳) 氏名 申請者と異なる場合のみ記入してください 住所 対象となる児童 (高校生等) 学校名 学校所在地 年生 □全日制 □定時制 □通信制 学年 課程 記入例を参考に、自宅の最寄りの駅または停留所から、学校の最寄りの駅または停留所までの通学経路を記入してください。区間から区間は ◆◆ (矢印) で記載してください。 **◆→** (矢印) の上段にはバスなどの公共交通機関種別を、下段には実際にかかった運賃を記載してください。 (記入例) 市バス JR南武線 川崎駅 登戸駅 田島支所前 通学経路 210円 308円 1日(片道分)の運賃の合計 円 通学日数 日 分月 補 1日(片道分)の運賃の合計×2(往復分)×通学日数= 円 助 申 1日 (片道分) の運賃の合計 円 通学日数 日 請 分月 1日(片道分)の運賃の合計×2(往復分)×通学日数= 円 額 内 1日(片道分)の運賃の合計 円 通学日数 日 訳 分月 円 1日(片道分)の運賃の合計×2(往復分)×通学日数= 申請金額 補助申請額内訳のとおり (定期券金額合 口学生証(生徒証)のコピー 口ICカード利用履歴のコピー □登校した日にち(日数)がわかるもののコピー 添付書類 □回数券購入した領収書のコピー □(医療証のみの方・初回のみ)振込口座指定届 申請書確認 認定金額 受付簿 印刷 (メモ) 市役所 使用欄 バス確認 金額 入力簿 入力簿・重複確認

様

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度ひとり親家庭等高校生等通学交通 費助成金について、次の条件を付して、次のとおりを交付することを決定しましたの で通知します。

年 月 日

川崎市長 印

1 助成金交付決定額

円

- 2 交付の条件
- (1) この助成金は、子どもの将来の自立のために、教育に関する経済的支援を行うものであり、その他の目的に使用することはできません。
- (2) この助成金の使途については、必要に応じ報告を求め検査することがあります。
- (3)ひとり親家庭等高校生等通学費助成交付要綱第10条第1項及び第2項に掲げる 要件に該当したときは、速やかに変更承認申請書又は資格喪失届を提出してくださ い。
- 3 前各条項に違反した場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

様

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金について、不交付とすることを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

不交付の理由

使用欄

バス確認

金額

入力簿

入力簿・重複確認

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金変更承認申請書

(宛先) 川崎市長 (申請年月日) 年 月 日

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金の要件の確認及び交付のため、児童扶養手当の受給に関する記録及びひとり親家庭等医療費助成の受給に関する記録及び生活保護の受給状況を川崎市が確認することに同意します。

また、助成金の交付に当たっては、児童扶養手当受給口座(児童扶養手当受給者の場合)又は別途届け出る振込指定口座(児童扶養手当受給者以外の場合)に振り込まれることを承諾します。

必要事項の記載および該当する項目の 口 にチェックをお願いいたします。 住所 フリガナ 申請者 生年月日 年 月 日 氏名 ※白墨 児童扶養手当受給者 連絡先 又は (日中連絡がつく電話番号) ひとり親家庭等医療 児童扶養手当証書番号 児童扶養手当・ ひとり親家庭等医療証 費助成の受給者 ひとり親家庭等医療証受給者番号 (どちらかに〇をつけ、番号を記入) フリガナ 月 日 牛年月日 氏名 歳) (対象となる児童 学校名 (高校生等) 学校所在地 課程 年生 □全日制 □定時制 □通信制 学年 変更事由 ロにチェックしてください □転居(転居日 月 日) □転校(転校日 年 月 日) 口その他(対象となる児童の変更後の住所「〒 転居の場合 ※申請者と異なる場合のみ記入 校 学校名 転校の場合 口全日制 口定時制 □通信制 学校所在地 □電車 □バス 円 交通機関種別 定期券金額 変更後 購入区間 対象通学 駅名・バス停名 定期券① バスの場合は、乗車バス停と降車バス停を記入してください 年 日 有効期間 月 日 ~ 円 交通機関種別 □電車 □バス 定期券金額 助 申 変更後 購入区間 対象通学 請 駅名・バス停名 額 定期券① バスの場合は、乗車バス停と降車バス停を記入してください 内 有効期間 月 日 ~ 月 日 訳 円 交通機関種別 □電車 □バス 定期券金額 変更後 購入区間 対象通学 駅名・バス停名 定期券① バスの場合は、乗車バス停と降車バス停を記入してください 日 月 有効期間 年 月 日 ~ 年 申請金額 補助申請額内訳のとおり (定期券金額合計) 6か月未満の定期券 □経済的な理由 □通学期間の調整(夏休み等) □その他() を購入した理由 □通学定期券のコピー(鉄道) □通学定期券のIC定期券内容控えのコピー(バス) 添付書類 口学生証(生徒証)のコピー 申請書確認 受付簿 印刷 認定金額 (メモ) 市役所

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金資格喪失届

(宛先) 川崎市長 (申請年月日) 年 月 日

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。 なお、申請に当たり、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金の要件の確認及び交付のため、児童扶養手当の受 給に関する記録及びひとり親家庭等医療費助成の受給に関する記録及び生活保護の受給状況を川崎市が確認すること に同意します。

必要事」	項の記載およ	び該当する項目 <i>の</i>) 🛮 にチェ	ックをお	願いいたします。							
		住所										
	申請者	フリガナ 氏名			※自署	生年月日		年	月	日		
	養手当受給者 又は	連絡先(日	中連絡がつく	(雷話番号	-)							
	親家庭等医療 成の受給者		手当証書番号 等医療証受給	号 者番号		• ひとりi	閉家庭等医療 記	Ē				
対象となる児童		フリガナ 氏名				生年月日		年 (月	日 歳)		
(高	校生等)	〒 住所 申請	者と異なる場	易合のみ記	!入してください							
		□受給者が児童扶養手当の資格を喪失した										
		口受給者がひとり親家庭等医療の受給資格を喪失した										
		口受給者が生活保護を受けることになった										
(該	喪失事由 当項目に	口対象となる児童が退学または休学をした(する)										
	ェックして さい。)	口市外に転出する(した)										
		□助成金の交付を受けた定期券を解約した(する)										
		□その他(
	喪失事由の た(する) 日	年	月	日								
		□退学または休学の場合:学校が発行した退学/休学許可証等のコピー										
添	付書類	口定期券解約の場	易合:助成金	交付決定	通知書のコピー							
	受付簿	申請書確認	資格喪失通知	書送付日	(メモ)							
	/	/		/								
	受理日		<u> </u>									
市役所 使用欄												

様

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金に係る変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった 年度ひとり親家庭等の高校生等通学交通費助成金について、次のとおり変更を承認します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 変更承認の内容
- 2 助成金交付変更額

(変更前)助成金交付決定額 円 (変更後)助成金交付決定額 円 助成金追加交付決定額 円 助成金返還金決定額 円

様

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金に係る資格喪失通知書

次のとおり、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金の受給資格がなくなりましたので、通知します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 受給資格がなくなった理由
- 2 受給資格がなくなった日
- 3 助成金返還金額

円

(宛先)川崎市長

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金実績報告書

	₹		
	· 住所		•
申請者 (助成金受給者)	- フリガナ 		
	氏名		印
(日中連絡がつ	連絡先 つ〈電話番号)	-	-

助成金交付の決定を受けたひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金について、ひとり親家庭等高 校生等通学交通費助成金交付要綱第14条の規定に基づき、実績報告書を提出します。

本助成事業の対象期間は、 助成事業の成果としては、

年 月 日から 年 月 日であり、

以上報告します。

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金 指定振込口座登録等の届出書

	届出先	
(宛先)	川崎	市長

<u>1. 届出者</u>

(フリガナ) 氏 名	生年月日	ひとり親家庭等医療証番号
	昭和 ・ 平成	
※自署	年月E	電話())

2. 新規振込先指定口座(届出者本人名義の口座に限ります。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支	店	名	分類	ロ 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	ロ 座 名 義(フリガナのみ) ※「1. 届出者」名義に限る。
1.銀行 5.農協			本・支店		Cameron Control	※11. 届出有」有義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連			本·支店 本·支所 出張所	普通		
金融機関コード	支店コ·	ード				

※ゆうちょ銀行を選択した場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

受取口座コピー貼付

□ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分のコピーを貼ってください。